

# 薬物乱用対策

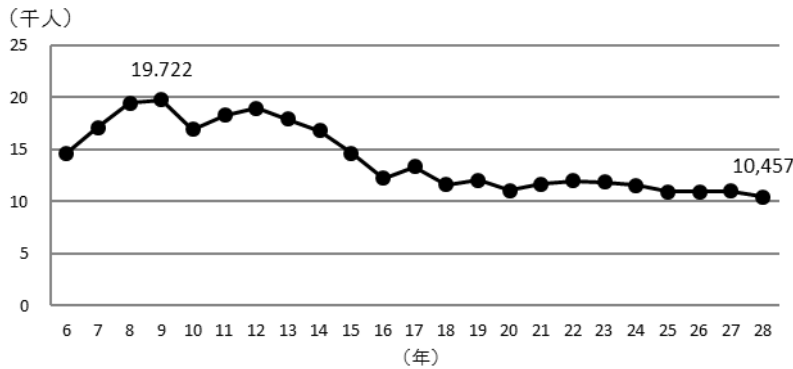
## 第 1 現状と課題

- 覚醒剤、大麻などの薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など、公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものであるため、社会全体で取り組んでいく必要があります。薬物乱用対策を一層推進することが求められています。
- 乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、MDMA、向精神薬、シンナー等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

### 1 覚醒剤

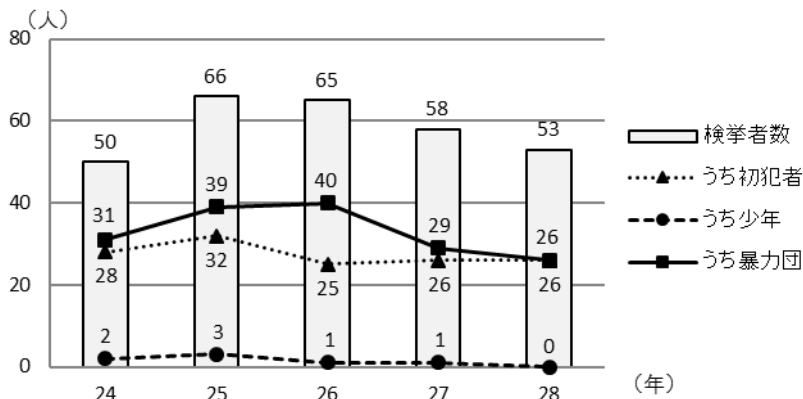
- 我が国で最も乱用されている薬物は覚醒剤であり、近年の検挙者数は平成 9 年（1997 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 18 年（2006 年）以降はほぼ横ばいで推移しています。
- 平成 28 年（2016 年）の覚醒剤事犯による検挙者人員の 48.5%は暴力団関係者(5,067 人)が占めており、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることが伺われます。
- 本県においても、検挙者が最も多い薬物は覚醒剤であり、検挙者の特徴としては、全国と同様に暴力団関係者がほぼ半数を占めていること、初犯者と再犯者が概ね同数であること、少年がほぼ毎年検挙されていることがあげられます。

【図 1】 全国の覚醒剤事犯検挙者数の推移



(警察庁調べ)

【図 2】 長野県の覚醒剤事犯検挙者数の推移



(長野県警察本部調べ)

## 2 覚醒剤以外の薬物

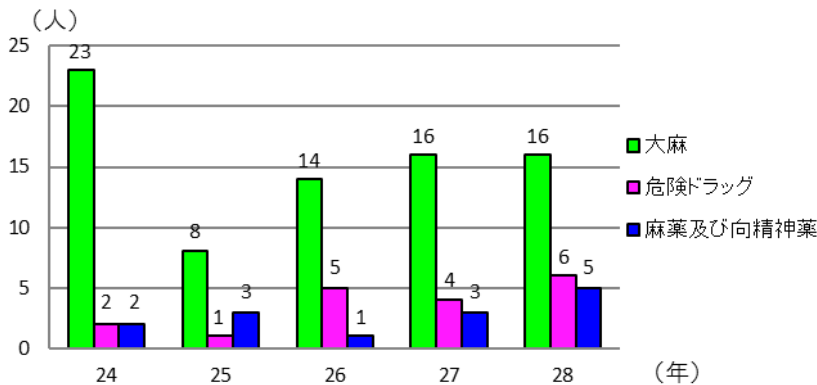
- 平成 26 年（2014 年）には、全国で危険ドラッグ関連事件が多発し大きな社会問題となり、規制及び取締が強化された結果、検挙者が急増しましたが、平成 28 年（2016 年）には 5 年ぶりに減少し、街頭店舗は平成 27 年（2015 年）7 月に全て閉鎖しました。
- 全国では、平成 21 年（2009 年）をピークに減少傾向にあった大麻による検挙者が、平成 26 年（2014 年）から増加に転じ、平成 27 年（2015 年）には 5 年ぶりに 2000 人を超え、平成 28 年（2016 年）には更に増加しています。
- 本県では、危険ドラッグやシンナーによる検挙者は毎年数名である一方、大麻による検挙者は年によって差があるものの 5 年間で 77 名となっています。

【表 1】全国の大麻等による検挙者数の推移

年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
大麻	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536
危険ドラッグ	112	176	840	1,196	920
麻薬及び向精神薬	280	478	378	398	412

（警察庁調べ）

【図 3】長野県の大麻等による検挙者数の推移



（長野県警察本部調べ）

## 3 薬物の入手経路

- 乱用される薬物は暴力団等の資金源にもなっており、その流通経路が巧妙化しているとともに、薬物の種類も多様化しています。
- 携帯電話やインターネット、個人輸入等を使用することにより、身近に店舗がなくとも薬物が入手できる状況となっています。
- 大麻については、密輸入が減少する一方で不正栽培が増加しています。

## 第2 施策の展開

### 1 監視指導

- 医療に用いられる麻薬や向精神薬の取扱者に対する監視指導を実施するとともに、講習会を開催し、麻薬等の適正な取り扱いの徹底を図ります。
- 全国的に問題となっている大麻の不正栽培等に対し、警察との連携を図り、監視を強化して、不正大麻の根絶を図ります。
- 自生する「大麻」や、植えてはいけない「けし」の抜去を行い、これらの撲滅を図ります。

### 2 薬物乱用防止の啓発

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）や麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月～11月）等での啓発活動を強化するとともに、薬物乱用防止指導員（373名）の活用を図り、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
- 教育委員会や長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、学校薬剤師等による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。
- 薬物乱用防止啓発の講習会等において、薬物乱用の現状とともに、薬物乱用がもたらす健康被害や二次的犯罪の誘発に関すること等薬物乱用防止意識の高揚につながる情報を発信します。

### 3 薬物乱用者対策

- 保健福祉事務所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。
- 薬物中毒者に対して適切な医療を提供するなど、関係機関等と連携して更生指導を行います。

## 大麻について

大麻（草）とは、大麻取締法では、アサ科アサ属で一年生の草木である大麻草とその製品を指します。大麻は世界で最も乱用されている薬物であり、麻薬に関する国際条約ではヘロイン等と並びに最も厳しく規制されています。

大麻を摂取すると、幻覚作用や記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などが起こります。酒に酔った感覚や手足などに麻痺等が現れ、思考が分裂して感情が不安定になるため、興奮状態に陥って暴力や挑発的な行為を行うなど、無責任な衝動的行為をとるようになります。WHO（世界保健機関）も、大麻は精神毒性、依存性がある有害なものと指摘しています。

大麻については、インターネット等で「アルコールやタバコより害がない。」といった誤った情報が氾濫しており、これを鵜呑みにして乱用することに罪の意識を感じていないことや、自分で栽培して手に入れられること等が乱用者増加の一因と考えられています。

長野県では、平成28年に集団による大麻所持や栽培が発覚し22名が逮捕される、たいへん衝撃的な事件が発生しました。



**STOP the 大麻!! ~大麻事犯急増中~**

**大麻の不正栽培、所持等は犯罪です!**

- 大麻は極めて有害な薬物で、世界でも最も乱用されている薬物です。
- 日本では大麻取締法による規制されており、大麻の栽培、所持、譲渡、譲渡等は厳罰が科せられる等、厳罰が規定されています。

**※長野県内で集団による大麻所持が発覚しました!\***

\*平成28年11月、県内外保健所22名が大麻の所持等の容疑で一斉に検挙されました。検挙者は、人目に付きにくい場所で農業イベント等主催するなどながら、大麻を栽培、所持し、乱用していました。

**大麻の乱用は有害です!**

- 大麻の乱用は薬に匹敵する認知機能、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こします。
- WHO（世界保健機関）では、大麻は精神毒性、依存性がある有害なものと指摘しています。

**<大麻草の特徴>**

- 草全体に独特の臭いを含み広がります。
- 葉は、大きく緑色で、高いシガの穂が出ており、まっすぐに立ちます。
- 葉は、3～9枚の葉が重なって、手のひらのような形をしています。
- 1年草で5月～11月に咲いて実ります。
- 成長が早く、大きいものは高さ3mにもなりますが、種子を採った後は枯れてしまします。

**大麻らしを犯すな... 大麻を栽培、所持している様子が... 今なら最速の保健福祉事務所薬物相談窓口にご連絡ください!**

各 大麻取締法事務所 0271-42-2111 上田県保健福祉事務所 0268-22-1206 長野県保健福祉事務所 0268-22-4988  
伊豆県保健福祉事務所 0265-78-2111 諏訪県保健福祉事務所 0265-23-1111 北信濃県保健福祉事務所 0264-24-2211  
松本県保健福祉事務所 0263-47-7808 大町保健福祉事務所 0261-22-5111 長野県保健福祉事務所 026-223-2131  
北信濃県保健福祉事務所 0264-62-2105 長野県保健所 026-228-9370

長野県保健福祉事務所長野県事務所  
〒398-6070 長野県長野市南千代2-2 TEL 026-228-7558 E-mail: sukajiro@nagano.lg.jp